

特別徴収(年金からの天引き)の場合

- 1 決定後の保険料額が、年金からの天引き済み分よりも少ない、又は同額の場合
⇒令和7年度分の保険料は、全額納めていただいております。
多く納めていただいた分につきましては、還付(お返し)します。
(後日御通知します)
- 2 決定後の保険料額が、年金からの天引き済み分よりも多い場合
⇒納付済み分との差額を、納付書又は口座振替により納めていただきます。

普通徴収(納付書又は口座振替)の場合

- 1 決定後の保険料が、先月までに納めていただいた分よりも多い場合
⇒今月末の納期で、精算分の保険料を一括で納めていただきます。
○納付書の場合: 同封の納付書で納めてください。
○口座振替の場合: 御指定の通帳から、納期限日に精算分を振替いたします。
- 2 先月までの納付分で、決定後の保険料額と同額を納めていただいている場合
⇒追加で納めていただく分や、精算でお返しする分はありません。
- 3 決定後の保険料額より多く納めていただいている場合は、還付(お返し)します。

- ◆口座振替の方は、御指定の口座から振替します。
- ◆口座振替のお申し込みがない方は、変更後の金額の納付書を同封しております。
以前にお送りしている納付書を御確認いただき、同じ納期の分を差し替えしてください。
納付書は、納期限までに、次の納付場所で納めてください。
 - ◇村上市役所 本庁・支所・上海府連絡所
 - ◇第四北越銀行 村上信用金庫 北新潟農業協同組合
新潟県労働金庫 大光銀行 新潟県信用組合
 - 東日本信用漁業協同組合連合会 きらやか銀行 ゆうちょ銀行 郵便局
 - ◇コンビニエンスストア
納付可能なコンビニエンスストアは納付書裏面に記載されていますので御確認ください。

社会保険料控除について

- 納めた保険料は、所得税や住民税の申告の際に「社会保険料控除」となります。
- ・年金からの天引きによる納付…年金受給者御本人に適用
 - ・納付書、口座振替による納付…実際に負担した方(口座名義人の方など)に適用

- ◆御家族の口座からの納付に変更した場合、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、御注意ください。

後期高齢者医療保険料

【令和7年12月】

後期高齢者医療保険料額の変更決定通知書をお送りします。
(通知書の見方についての説明を記載しました。)

県外へ転出、お亡くなりになられた方など、
後期高齢者医療保険の資格を喪失された方
⇒加入月数に基づいて保険料を再計算しました。

1 資格を喪失された日(死亡された日の翌日)の前月までの保険料額を計算します。

例) 10月31日に死亡の場合…翌日11月1日で資格が喪失になりますので、
10月分までの保険料額を計算します。

2 資格を喪失された日(転出された日)の前月までの保険料額を計算します。

例) 10月31日に転出の場合…当日10月31日で資格が喪失になりますので、
9月分までの保険料額を計算します。

※御住所を移された場合、村上市から日本年金機構へ天引きを中止するよう連絡をしますが、1～2回ほどそのまま天引きになることがあります。

村上市へ天引き分が入金されましたら、多く納めていただいた分の精算を行いますので、お送りする通知等により御確認ください。

◇変更決定通知書の見方については、2、3ページを御覧ください。

◇保険料の納め方については、4ページを御覧ください。

お問い合わせ

◆村上市役所 税務課 市民税室 ☎0254-75-8949 (直通)

◆新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階

業務課 ☎025-285-3222 総務課 ☎025-285-3221

ホームページ <http://www.niigata-kouiki.jp>

このチラシは、令和7年12月1日現在で決定されている内容で作成しました。

「令和7年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」の見方

例

被保険者氏名	村上 太郎
被保険者番号	*****
決定年月日	令和7年12月1日
決定理由	広域外転出

年間保険料額
令和7年度分の後期高齢者医療保険料額
50,000 円

保険料額の決定理由

令和7年度分の保険料

保険料算定の基礎

比較：
変更前(上段)
変更後(下段)

	①賦課のもととなる 所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	⑥限度 超過額
変更前	650,000	8.61	55,965	44,200	100,165	0
変更後	650,000	8.61	55,965	44,200	100,165	0
	⑦所得割 軽減額	⑧均等割 軽減額	⑨年間保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額	⑪保険料額※ ⑨-⑩
変更前	0	0	100,165	12	0	100,100
変更後	0	0	100,165	6	50,083	50,000

※100円未満切捨

【令和7年度中の加入月数】
令和7年10月中に転出等で村上市での資格を喪失された場合、令和7年度の加入月数は、令和7年4月から令和7年9月までの6か月となります。

【加入月数が1年未満の際に減額となる額】
⑨年間保険料100,165円÷12か月×6か月＝⑩月割減額50,083円(1円未満切上)

保険料の計算

年間保険料(均等割額+所得割額) ÷ 12(月) ⇒ (1か月あたりの保険料額)

年間保険料 - {1か月あたりの保険料額 × 資格を喪失した月以降の月数}
(※月割減額分)

⇒

本年度納めていただく保険料額

「後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書」の見方(特別徴収)

金融機関		決定(変更)理由	広域外転出
口座種別		徴収方法	特別徴収
口座番号		特別徴収義務者	厚生労働大臣
口座名義人		特別徴収対象年金	老齢基礎年金
納付区分		特別徴収対象年金額	〇〇〇〇〇〇〇

月	期	決定額		変更前の額		普通徴収の場合の 納期限
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
4月		16,600		16,800		
5月						
6月		16,800		16,800		
7月	4期		0		0	
8月	5期	16,600	0	16,800	0	
9月	6期		0		0	
10月	7期	0	0	16,600	0	
11月	8期		0		0	
12月	9期	0	0	16,600	0	
1月	10期		0		0	
2月	11期	0	0	16,500	0	
3月	12期		0		0	
	過年度				-	
計		50,000	-	100,100	0	
合計額			50,000		100,100	
減免額						

再計算後の保険料額

特別徴収の場合は、減額になった分の保険料を、後の方の納期から減らして変更後の保険料額にするため、実際に天引きされている金額と異なる場合があります。

(左の例の場合、実際に8月に天引きになったものは16,800円)天引き済みの保険料額が多い場合は、還付(お返し)します。

令和7年度分の保険料

普通徴収で納めていただく分がある場合は、ここに金額を記載しています。

「後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書」の見方(普通徴収)

金融機関	〇〇銀行△△支店	決定(変更)理由	広域外転出
口座種別	普通	徴収方法	普通徴収
口座番号	*****〇〇〇	特別徴収義務者	口座振替の口座(納付書の場合は空欄)
口座名義人	ムラカミ タロウ	特別徴収対象年金	
		特別徴収対象年金額	

月	期	決定額		変更前の額		普通徴収の場合の 納期限
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
4月		0		0		
5月						
6月		0		0		
7月	4期		11,300		11,300	令和7年7月31日
8月	5期	0	11,100	0	11,100	令和7年9月1日
9月	6期		11,100		11,100	令和7年9月30日
10月	7期	0	11,100	0	11,100	令和7年10月31日
11月	8期		5,400		11,100	令和7年12月1日
12月	9期	0	0	0	11,100	令和8年1月5日
1月	10期		0		11,100	令和8年2月2日
2月	11期	0	0	0	11,100	令和8年3月2日
3月	12期		0		11,100	令和8年3月31日
	過年度				-	
計		0	50,000	0	100,100	
合計額			50,000		100,100	
減免額						

今回の納期で、精算となります。当初お知らせした金額と差し替えになります。決定後の保険料-納期が来ている分→精算により還付(お返し)する分
左の例の場合：
50,000円-55,700円
=△5,700円
(後日還付金のお知らせをします)